

# 「春秋左氏伝－歴史と法の源流－」余滴

高木智見

筆者は先に、中国法制史関係の主要文献に通代的な解説を与えることを目的とする『中国法制史－基本資料の研究』（東京大学出版会、1993年2月刊行予定）の一篇として、「春秋左氏伝－歴史と法の源流－」を執筆した。五章にわたって、『春秋左氏伝』の成立、史料価値、ならびにその本来的な性格について論じたが、概略は以下の通りである。

始めに、『左伝』の史料提供者とすべき春秋時代以前の史官に着目した。彼らは、自らの独占物であった文字と口頭伝承によって、次々と生起する事象と膨大な口頭言語の一部を記録・保存することができる特殊な存在であった。世襲によって受け継がれた彼らの職は、上は周王や諸侯から下は大夫、士に至る当時の支配者層の近辺に侍り、その一切の言動を記録することであった。こうした史官の記録を整理集成したものこそ『左伝』であり、したがって、『左伝』は基本的に、記録された時代、すなわち春秋時代を正確に反映している書物であると考えられる。この点は、『左伝』に見られる語彙や文体が金文資料と一致すること、また王権、封建、結盟など当時の社会構造の本質に関わる事項についての記述も、考古学的資料と符合するという事実などによって確かめられる。さらに『左伝』が提示する全体像（社会変動や祖先觀念の変容）も、当時の歴史状況に適合している。

では、こうした史官は一体何故に、また何のために存在したのか。確認すべきは、史官が伝える歴史の記録、つまり過去の帝王や祖先の生きた足跡が、「法」として当時の現実を規定していたということである。すなわち、当時の国君、貴族、家長は、過去における祖先の行動に照らして生きる必要があったのである。それでは、それは一体何故であるのか。

当時の人にとって、至上の課題は一族の存続であった。より正確に言えば、

父祖から受け継いだ世襲的な財産や官職、さらには始祖以来続いてきた生命の連續を子孫に送り渡すことであった。そのように親の官職に就き、親の肉体を生きる子にとって、あるべきは親の生き方をそのまま繰り返すことであった。それ故、父祖の生きた足跡を伝える史官の記録は、子孫が生きるための指針となつたのである。過去における父祖の善言善行は、守るべき法となり、父祖の失敗の事例は、子孫にとって再び犯してはならぬ法となつた。かくて、史官が伝える人々の行動の記録は、後世の人間の行動を導き、制限する法そのものとなつた。

要するに、当時の社会を根底から規定していた祖先觀念は、行動の指針としての法を与える史官を不可欠とし、そうした史官の記録を整理編集したものこそ『左伝』なのである。それはまさに、春秋時代の人々の法意識の結晶であると言える。

前稿では、以上の如き内容に加えて、法制史的な立場から『左伝』を研究する際の参考文献を紹介した。それを受けた補論としての小稿では、第一に『左伝』研究に対する私の基本的な視角を記し、第二に、史官関係文献目録を作成することとする。

## 1 『左伝』研究に対する基本的視角

明治以降の日本だけに限っても、十指に余る注解・訳注が刊行されていることが示すように、『左伝』研究は中国をとりまく儒教文化圏で膨大に蓄積されてきた。それには以下の如き理由が考えられる。まず聖人孔子が微言大義を込めて筆削を加えたという『春秋』経や聖典『論語』を理解するために必要な歴史状況を明確にイメージさせる書であること、戦闘場面や外交辞令における豊かな記載内容、優れた表現力など文学的に見て最も魅力的な経書であること、などである。

このような『左伝』に対し二千年にわたって行われてきた膨大な研究は、原義の正確な理解、『春秋経』との関係、作者・成立年代の解明、『公羊傳』・『穀梁傳』との関係など、主に経学、文献学的な方向に向けられることが多い。

た。無論、それらによって明らかにされたことは少なくないが、要するに『左伝』の外面向的な枠組みに関する事であり、『左伝』が伝える古代世界を内在的に理解しようとする姿勢は見受けられなかった。

具体的に言えば、『左伝』の成立年代を論ずる際、決定的な論拠として予言説話がしばしば持ち出されるが、そこには次のような前提があった。すなわち、諸侯国の滅亡などについての正確な予言は、実際にその国が滅亡した後に予言として書き込まれたはずである、よって『左伝』成立はその滅亡の年以降になる、という前提である。こうした前提は広く受け入れられ、成立年代に関する諸説の分岐は、多数ある予言説話のいずれを論拠とするかにかかっているとさえ言えるほどである。

確かに滅亡に関する予言が正確な場合、それが現実となってから、予言として書き込まれたと考えるのが自然であろう。しかしながら、こうした予言説話を、単に成立年代を探る材料としてのみ取り扱うのは、古代中国人に対してあまりに形式的・外在的な接し方とは言えまい。重要なのは次の事である。すなわち、何故にこうした予言が魯の国史『春秋』の伝とされる『左伝』に、しかも、しばしば歴史を扱うべき史官の言として書き込まれたのか。また何故に『左伝』においては、予言という形によって、多くの国の滅亡が暗示されねばならないのか。こうした問題は、当時の人々を内在的に理解するためには避けられぬはずでありながら、正面から問われることはほとんどなかった。

この問題については、以下のように考えるべきであろう。そもそも史官本来の職掌は、天文観測に基づいて暦を編纂し、時間を管理することにあった。周知の如く『尚書』堯典には、堯は羲和に命じ「欽しんで昊天に若い、日月星辰を歴象して、敬しんで民に時を授け」しめたとあり、また『大戴禮』虞戴徳には「天子、朔を諸侯に告げ、天道に率いて敬んでこれを行ひ、以て天下に威を示す」とあるように、古代中国の王権は、天の運行を把握して、民に時を授けることにより、権威を確立した。時を受け暦を頒る、すなわち時間の管理こそが支配の手段であった。中国歴代の王朝が、あれほどまでに新しい暦の作成と施行に精力を注いだのは、新王朝の受命とともに開始する新たな天の運行の秩

序を、暦（時間）という具体的な認識可能な形として民に与え、それによって来るべき日月星辰の動きを呈示するためであった。この故に、「始めて民を生じて以来、世主、なんぞぞかつて、日月星辰を歴せざらん」（天官書）の如く、時間を掌握するための天文観測は古来、王権にとって最重要の課題であり、「日、南至す。公、既に朔を視て、遂に觀台に登り以て望み、而して書す」（僖5）とあるように、国君自ら觀測所に登ることすらあったのである。

実際にこうした天文観測を職務とし、天の運行を実体化したのは史官であった。『左伝』に、天子には、暦を定めて諸侯に頒布して日時を知らせる卿身分の日官があり、また諸侯にも朝廷で百官に日時を授ける日御があったとするが（桓17）、「正義」以来多くの注釈者が指摘するように、この日官、日御は史官のことである。自ら太初暦の製作に携わった太史公司馬遷は、昔の天数を伝える者として、史佚、萇弘などの史官を列挙し、また『大戴礼』保傅に「日月の時節をしらず、…大史の任なり」とあるように、王に時を告げるのは史官の仕事であった。したがって、『周礼』春官において、「十有二歳、十有二月、十有二辰、十日、二十有八星の位を掌り、其の叙時を弁じ、以て天位を会す。冬夏には日を致し、春秋には月を致し、以て四時の叙を弁ず」という職掌を担当する憑相氏が、「天時を抱く」太史に属するのは、史官本来の姿を伝えるものとみなしてよい。

ではこのように天文観測・時間の管理を職掌とする史官が、何故に人間の歴史に携わることになったのか。周知のように、当時の人々の観念においては、人間世界の一切を決定する天、帝、あるいは祖先神は、いずれも天上にいると考えられていた。したがって、史官が観測を続けた天文現象は、天の秩序としての暦を導き出す根幹であると同時に、人間世界を左右する在天の神々が発する一連の啓示でもあった。この故にこそ、「民は天の生みしものなり。天を知れば必ず民を知る」（楚上）とあるように、王権にとって自らの運命を握る天象の把握が焦眉の課題であったのである。前述の如く国君自身が観測を行ったのも実にこのためであった。

別言すれば、史官は日月星辰の運行を長年観察し続け、そのようにして獲得

した知識を体系化したものが暦である。暦とは、星辰運行の歴史に基づき、その将来を事前に知るための手段であった。しかも、後に天人相関と称されるような観念が古くから存在し、天象と人間世界は密接に連動していた。したがって、天の運行を実体化する史官の筆が、天文現象に加え、しだいに人間の行動の記録にも及んでいったであろうことは想像に難くない。さらに史官には、天象の歴史に基づき天象の将来を知るための暦の作成が可能であったのと同じよう、天象と人間の歴史に照らして人間の将来を予測することができると考えられたに違いない。天象の過去と将来を見通す史官にとって、天象に規定された人間の過去と将来を見通すことは決して別の事ではなかった。時間を管理し、歴史を扱う史官が、一方でト占や予言など未来に関わることを担当したのは、まさにこうした事情によるのである。

以上において予言説話の解釈をめぐり、史官の性格に及んだわけであるが、ここで主張したいのは、『左伝』に記された世界を内在的に理解するということである。たとえば、我々の現実の人間関係においても、生年月日や親の名前を知ることが、ある人物の理解につながるわけではない。やはり、具体的な行動や考え方を、自らのそれに照らしあわせ、その人の立場に立って共感的に理解することにより、近づくことが可能となる。しかも、その場合に最も必要なことは、頭から疑ってかかるのではなく、まず相手を信ずるという態度であろう。これは、古代人の内在的な理解を目指す古典研究においても、当てはまるはずである。したがって、現在における『左伝』研究にも、二千年に亘んとする研究の歴史から自由になり、虚心坦懐に『左伝』の世界に飛び込み、そこに描かれていることをそれ自体が持つ論理によって掘みとることが求められている。そこでは、登場する人々の具体的な行動や世界観をこそ問題とし、それを現代の言葉で表現することが目的となるのである。

## 2 史官関係文献目録

劉師培「古学出於史官論」、『国粹学報』1期、1905年

鄧実「国学微論」、『国粹学報』2期、1905年

- 飯島忠夫「史一支那の上代に於ける文書の職」、『史学雑誌』19編2号、1908年  
王国維「积史」、『觀堂集林』卷6、1916年  
朱希祖「中国史学之起源」、『国立北京大学社会科学季刊』1卷1号、1922年  
顧実「积中史」、『国学叢刊』2卷3期、1924年  
丹羽正義「支那歴史記述起源考」、『内藤博士還暦記念支那学論叢』、弘文堂、  
1926年  
内藤湖南「支那に於ける史の起源」、『研幾小録』、弘文堂、1928年  
鄭鶴声「史与史字之解釈」、『史学雑誌』（南京）1卷5期、1929年  
鄭鶴声「古史官考略」、『史学雑誌』（南京）2卷1期、1930年  
黃雲眉「略論周礼五史与礼記左右史」1931年、（『史学雑稿訂存』、齊魯書社、  
1980年所収）  
柳詒徵『中国文化史』20章、鍾山書局、1932年（復刻版は正中書局、1982年）  
林履信「巫与史之社会学的研究」、『社会科学論叢』4卷7期、1933年  
葛定華「史之淵源考」、『河南大学学報』1卷3期、1934年（未見）  
岡崎文夫「支那史学思想の発達」、岩波講座東洋思潮、1934年  
陳鼎忠「原史」、『文史匯刊』1卷1期、1935年（未見）  
中山久四郎「支那史学発展史」、『歴史教育講座』6輯、四海書房、1935年  
王錫章「史官抉原」、『国專月刊』3卷1期、1936年（未見）  
陳夢家「史字新釈」、『考古』5期、1936年  
蕭鳴籟「史与史学及史学史」、『史学專刊』2卷1期、1937年（未見）  
姚名達「史学的本来意義」、『齊魯大学国学季刊』新1卷1期、1940年（未見）  
衛聚賢「史的史」、『說文月刊』3卷8期、1942年  
朱希祖「史官名称議」1942年、（『中国史学史論文選集』1、華世出版社、197  
6年所収）  
傅振倫「积史与歴史」、『文史雑誌』5卷7、8期、1945年  
平岡武夫『経書の成立』、1946年、（復刻版は創文社、1983年）  
貝塚茂樹「古代に於ける歴史記述形態の変遷」、1948年、（『同著作集』7卷、  
中央公論社、1977年所収）

- 胡厚宣「卜辭記事文字史官簽名例」、『中央研究院歷史語言研究所集刊』12本、  
1948年
- 柳詒徵『國史要義』、中華書局、1948年
- 白川靜「釁史」、『甲骨金文學論集』、1955年、(復刻版は朋友書店、1979年)
- 勞幹「史字的結構及史官的原始職務」、『大陸雜誌』14卷3期、1956年
- 岩井大慧「史は巫から起つたか」、『民族學研究』21卷3号、1957年
- 胡適「釁史」、『大陸雜誌』17卷11期、1958年
- 楊翼驥「我国史学的起源与奴隶社会的史学」、1961年、(『中国史學論集』1、  
1980年)
- 中山八郎「史字を統る問題」、『人文研究』13卷7号、1962年
- 戴君仁「釁史」、『文史哲學報』12期、1963年
- 顧頡剛「左丘失明」、『史林雜識』、中華書局、1963年
- 鎌田正『左伝の成立と其の展開』1編4章、大修館書店、1963年
- 李宗侗「讀中國上古史札記・釁史新論」、『大陸雜誌』29卷10、11期、1964年
- 李宗侗「史官制度」、『文史哲學報』14期、1965年
- 沈剛伯「說史」、1970年、(『沈剛伯先生文集』上集、中央日報、1982年所収)
- 佐藤武敏「司馬遷の家系」、『人文研究』23卷10号、1972年
- 山田伸吾「漢太史令の世界」『名古屋大学東洋史研究報告』2、1973年
- 沈剛伯「論語上所説的文、史与文学」、『大陸雜誌』48卷2期、1974年
- 徐復觀「原史」、1977年(『兩漢思想史』卷3、学生書局、1979年所収)
- 陳錦忠「先秦史官制度的形成与演變」台灣大學歴史学研究所博士論文、1980年、  
(未見)
- 胡淀咸「釁史」、『中國古代史論叢』1981年1輯、福建人民出版社
- 沈剛伯「上古時代の史」、『沈剛伯先生文集』上集、中央日報、1982年
- 王貴民「說卯史」、『甲骨探史錄』、生活讀書新知三聯書店、1982年
- 張榮芳「考論得失・懲惡勸善—史官制度」、『中國文化新論』制度篇、1982年
- 斯維至「古代史官与典籍形成及其作用」、『史學史研究』1982年2期
- 席涵靜『周代史官研究』、福記文化図書公司、1983年

張辛「說左史右史」、『文献』20輯、1984年

胡厚宣「殷代的史為武官說」、『全國商史學術討論會論文集』、1985年

李學勤「史惠鼎與史學淵源」、1985年、(『新出青銅器研究』、文物出版社、1990年所收)

賴長揚、劉翔「西周史官考」、『中國史研究』1985年2期

久富木成大「釁巫史」、『金沢大學教養部論集』人文科學篇24-2、1986年

張景賢「關於西周史官的幾個問題」、『南開史學』1988-1

顧頡剛「春秋戰國史料略論」、『春秋三伝及國語之綜合研究』、巴蜀書社、1988年

黎虎「殷代外交制度初探」、『歷史研究』1988年5期

吳元釗「王國維的釁史與治史」、『王國維學術研究論集』3輯、1990年

劉乃寅「中國歷史編纂的起源」、『中國史研究』1990年2期

王貴民「春秋弑君考」、『紀念顧頡剛學術論文集』上冊、巴蜀書社、1990年

高木智見「瞽矇之力」、『山口大學文学会志』41卷、1990年

張翼之、曾海龍「試論我國古代史學取鑑思想的形成和發展」、『華中師範大學報』1991年6期

本来、以上の文献を整理して、史官研究の到達点を提示すべきであるが、ここでは、それに替え、『中國上古史導論』、『墨經哲學』、『戰國史』、『古史新探』等の著者として知られ、現代中国を代表する碩学、楊寬氏の史官に対する簡にして要を得た見解を訳出することにする。私は1980年から2年にわたり、上海復旦大学で楊寬先生の指導を受けて以来、絶えず御指導を仰いでいるが、以下の文章は私宛の私信の中で披露されたものである。自ら「隨手写來、很是雜亂」と断っておられるが、その貴重な価値に鑑み、公にする。

史官原是秘書性質、原本以記錄「言論」為其職責。戰國時代的國君的「御史」還是如此。兩國國君相會、有御史隨從記錄、孟嘗君接待賓客、亦有侍從御史在傍記錄。『尚書』中的「周書」都出於史官從傍記錄而寫成。古代史書中有一種稱為「語」的、就是所有記錄語言的彙編、『國語』等書

即由此而来（『戦国史』、上海人民出版社、1980年、523、4頁）。史官的「史」就像手執簡策以便記錄的情況。甚至先秦諸子的論學、亦由弟子從傍記錄而寫成、記錄孔子言論的『論語』即是如此。古人着重記錄言論、『尚書』中記事少而記言多、直到『左伝』、『戦国策』等記錄春秋戦国史事、亦多記錄言論、包括「対話」、亦而所記史事十分生動。後來君主專制、史官不敢多記君主言論、於是史官就不起作用。

史官は本来、秘書のような性格を有し、口頭言語を記録するのがその職掌であった。戦国時代の国君に仕える御史もそうした性格で、両国の国君が会合する時には、隨行して記録した。孟嘗君が賓客をもてなす時にも、御史が傍らに控え、記録に当たった。『尚書』の「周書」諸篇は、いずれも王の傍らに従っていた史官の記録に基づいている。古代の史書のなかで「語」と称される類が、こうした口頭言語の記録を集成したもので、『国語』などの書物の来源である（『戦国史』上海人民出版社、1980年、523、4頁参照）。史官の「史」という文字は、手に簡策を持ち記録に備えている様子を象ると考えられる。先秦の諸子が講じた学問も、弟子達が傍らで記録して書物となり、例えば『論語』は、孔子の言葉を記録したものである。古代人は、口頭言語を記録することを重んじたため、『尚書』には記事（歴史的事実の記録）の箇所は少なく、記言（口頭言語の記録）の箇所が多い。『左伝』や『戦国策』などが春秋戦国時代の史実を記録する場合にも、やはり対話を含む口頭言語の記録が多く、そのため生き生きとした叙述となっている。後代、君主による専制が強化されると、君主の言論を直書することは難しくなり、本来の機能が失われていった。